

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)

令和 5年1月6日

協議会名:鳥取市移動等円滑化協議会

評価対象事業名:地域公共交通バリアフリー化調査事業

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③生活交通確保維持改善計画又は地域公共交通網形成計画等の計画策定等に向けた方針
<p>【事業内容と結果の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活関連施設、生活関連経路の設定 ⇒地域のニーズ等を踏まえ、移動等円滑化促進地区において生活関連施設及び生活関連経路として定めるとともに、それぞれの整備方針を設定した。 ・バリアフリー推進に関する事項の検討 ⇒バリアフリーに関して、住民等の理解の増進及び協力の確保に関する事項について整理した。 ・届出制度の対象の設定 ⇒届出制度の対象となる施設や具体的な範囲等について整理した。 ・協議会等の開催 ⇒有識者や関係団体、交通事業者団体等から構成される協議会において、協議会の運営支援や必要な資料作成・とりまとめを行った。 ・パブリックコメントの実施準備((案)の作成) ⇒鳥取市バリアフリーマスタープラン(素案)について、パブリックコメントを実施するために必要な資料作成を行った。 ・移動等円滑化促進方針(案)の作成 ⇒令和3年度に作成した中間案及び上記の内容をまとめ、マスタープラン(案)を作成する。 	<p style="text-align: center;">A</p> <p>事業計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年6月から令和5年2月に、マスタープラン策定に向けた調査検討業務を実施し、マスタープラン(案)を作成。令和5年2月上旬に協議会を開催し、パブリックコメントの実施結果及びマスタープラン(案)の説明を行い、令和5年3月に公表予定。 ・バリアフリー推進に係る具体的な事業を定めるため、令和5年度よりバリアフリー基本構想の策定に着手する予定。

令和4年度 地域公共交通確保維持改善事業 事業評価 鳥取市移動等円滑化協議会（地域公共交通バリアフリー化調査事業（移動等円滑化促進方針策定事業））の概要



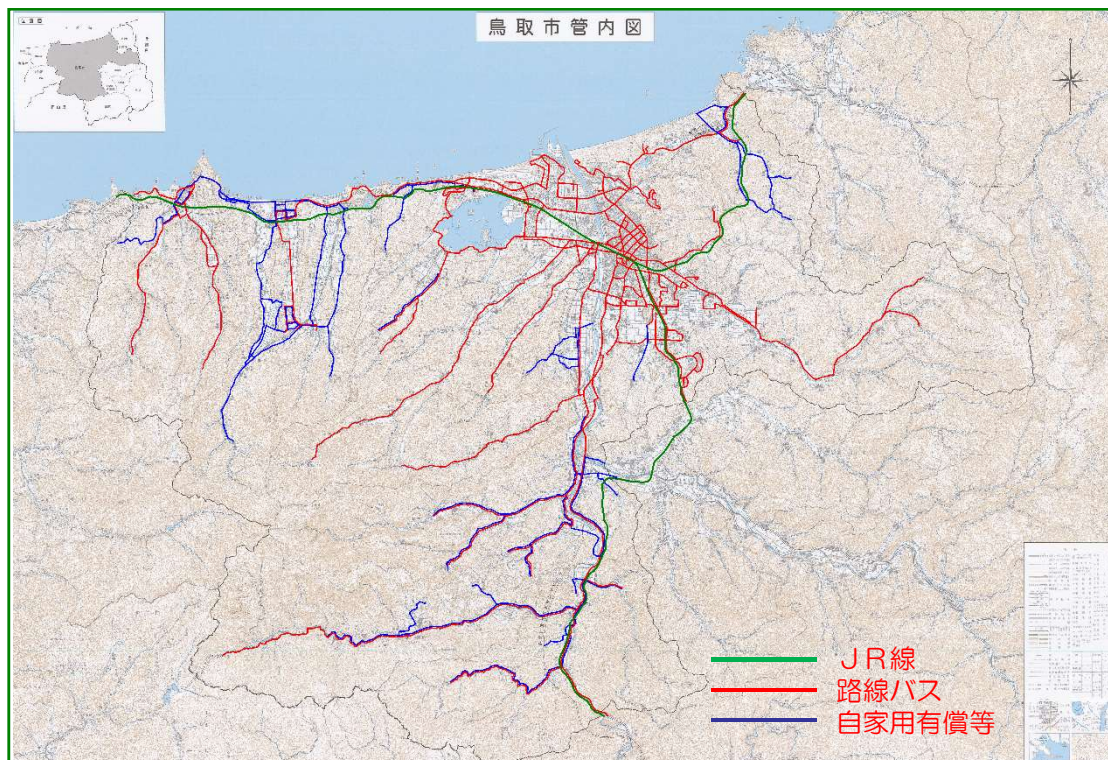
鳥取市の概要

- 平成16年11月に1市6町2村が合併
- 人口 18.8万人（令和2年10月時点）
- 面積 765.3平方キロメートル

地域公共交通の現況

鳥取市移動等円滑化協議会の構成員

国土交通省 鳥取県 鳥取市 鳥取警察署 学識経験者 鳥取市自治連合会
 鳥取市社会福祉協議会 鳥取市老人クラブ連合会
 鳥取市身体障害者福祉協会連合会 鳥取県視覚障害者福祉協会
 鳥取県聴覚障害者協会 ゆうゆうとっとり子育てネットワーク
 鳥取市私立幼稚園・認定こども園協会 JR西日本 鳥取県バス協会
 鳥取県ハイヤータクシー協会 鳥取商工会議所 鳥取市商店街振興組合連合会
 鳥取市ホテル旅館組合 鳥取市観光コンベンション協会 鳥取県東部医師会



地域公共交通の現況

- 鉄 道 : JR山陰本線
: JR因美線
- バス路線 : 109系統
- 乗合タクシー : 4地域
- 福祉有償運送 : 4団体
- 自家用有償旅客運送 : 市バス 2路線
: 共助交通 7路線
- 高齢化率 : 約30%

具体的な課題・問題点

本市においては、平成14年に旧交通バリアフリー法に基づき、「鳥取市交通バリアフリー基本構想」を策定し、公共交通や道路を特定事業としてバリアフリー化の促進に取り組んできた。しかしながら、目標年度を過ぎた後も見直しができず、本市においてバリアフリー化を進める独自の計画がないため、十分な取組ができていない状況であり、中心市街地以外の地域においての取組については未だ多くの課題が残っている状況である。

また、令和元年度に市役所本庁舎が鳥取駅近くへ移転したこと、東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした共生ホストタウン認定やワールドマスターズゲームズの開催地になるなど、近年本市においてのバリアフリー化の重要性が一層増している。

今後市域全体のバリアフリー化を一体的に進めるため、バリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針）の策定が必要。

令和3年度に現状と課題の整理や市民及び関係団体等への調査等を行い、鳥取市バリアフリーマスタープラン（以下「マスタープラン」という。）の中間案を作成。

計画策定事業の実施

調査事業の概要

- 生活関連施設、生活関連経路の設定
- バリアフリー推進に関する事項の整理
- 届出制度の対象の設定
- 協議会等の開催
- パブリックコメントの実施準備（案の作成）
- 移動等円滑化促進方針（案）の作成

地域住民の意見の反映

- 令和4年11月14日から12月13日までの期間、パブリックコメントを実施し、マスタープラン（素案）に対する意見を募集し、必要な修正等を実施。

協議会における検討

協議会の開催状況 2回開催

- 第3回（10月31日）
 - マスタープラン（素案）について
 - スケジュールについて
- 第4回（R5.2月上旬予定）
 - パブリックコメント実施結果の報告
 - マスタープラン（最終案）の確認

事業実施の適切性

- 事業が計画どおりに適切に実施された。
- 協議会やパブリックコメント等での意見をマスタープランに反映させ、適切に実施することができた。

調査事業の結果の概要

1. 生活関連施設・生活関連経路の設定
地域のニーズ等を踏まえ、移動等円滑化促進地区において生活関連施設及び生活関連経路として定めるとともに、それぞれの整備方針の設定を行った。
2. バリアフリー推進に関する事項の整理
バリアフリーに関して、住民等の理解の増進及び協力の確保に関する事項について整理した。
3. 届出制度の対象の設置
政令に基づき、届出制度の対象となる施設や具体的な範囲等について整理した。
4. 協議会等の開催
有識者や関係団体、交通事業者等から構成される協議会において、協議会の運営支援や必要な資料作成・とりまとめを行った。
5. パブリックコメントの実施準備（パブリックコメント案の作成）
マスタープランの素案について、パブリックコメントを実施するために必要な資料作成を行った。
6. 移動等円滑化促進方針（案）の作成
令和3年度に作成した中間案及び、1から5の内容をとりまとめ、マスタープラン（案）を作成する。



地域公共交通計画等の計画策定 に向けた方針等

- 令和4年6月から令和5年2月に、計画策定に向けた調査検討業務を実施し、マスタープラン（案）の作成を実施。令和5年2月上旬に協議会を開催し、パブリックコメントの実施結果及びマスタープラン（案）の説明を行い、令和5年3月に公表予定。
- 令和5年度より、バリアフリー基本構想の策定に着手する予定。